

仙北市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、結婚に伴う新生活に係る経費を支援することにより、少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対し、その住居費及び引越費用の一部を予算の範囲内において補助する仙北市結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、仙北市補助金等交付規則（平成17年仙北市規則第39号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和3年1月1日から令和4年2月28日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 婚姻に伴い住居を取得又は賃借する際に要した費用のうち、住宅（建物に限る。）の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。
- (3) 引越費用 婚姻に伴う引越しに要する費用のうち、引越業者又は運送業者への支払に係る実費をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 申請日において、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が、住居費又は引越費用に係る市内の住居の所在地となっていること。
- (2) 婚姻日における年齢が、夫婦ともに39歳以下であること。
- (3) 申請日において、直近の所得証明書により確認できる夫婦の所得を合算した金額が、400万円未満であること。ただし、次のア又はイに該当する場合は、それぞれに掲げる計算方法により算出した金額とする。
 - ア 夫婦の双方又は一方が離職し、申請時において無職の場合 離職した者については、所得なしとして、夫婦の所得を算出する。
 - イ 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合 所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額（所得証明書の期間と同一

期間の返済額)を控除する。

- (4) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (5) 夫婦の双方又は一方が、過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。
- (6) 市税に滞納がないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、令和3年1月1日から令和4年2月28日までの間に支払われた住居費及び引越費用とする。ただし、住居の賃借に要した費用については、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところによる。

- (1) 夫婦の一方が婚姻前から賃借している住居に、他方がのちに同居した場合同居開始後(住民票における夫婦の住所が同一になった日以後をいう。以下同じ。)に支払った費用のみを対象とする。
- (2) 夫婦が婚姻前から同居していた場合 婚姻後に支払った費用のみを対象とする。ただし、契約書等で婚姻を前提に同居していることがわかる場合に限り、同居開始後に支払った費用も対象とすることができる。
- (3) 勤務先から住宅手当が支給されている場合 当該住宅手当の額を差し引いた額を対象とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、新婚世帯が現に負担した住居費及び引越費用のうち、前条に規定する補助対象経費の合計額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、1世帯当たり30万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、仙北市結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、申請年度の末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 戸籍謄本もしくは婚姻届受理証明書(婚姻日及び夫婦の生年月日が確認できるもの)
- (2) 夫婦の住民票
- (3) 夫婦の所得証明書
- (4) 夫婦の市税に滞納がないことを証明する納税証明書(ただし、市税の納付

状況を市長が確認することに同意した場合は省略することができる。)

- (5) 住居を取得した場合は、当該住居の売買契約書又は工事請負契約書の写し
- (6) 住居を賃借している場合は、当該住居の賃貸借契約書の写し
- (7) 住宅手当支給証明書(様式第2号)
- (8) 住居の取得費、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料を支払ったことが確認できる領収書等の写し
- (9) 引越しに係る費用の領収書等の写し
- (10) 離職した者がいる場合は、離職票もしくは退職証明書の写し
- (11) 貸与型奨学金の返済を行っている者がいる場合は、当該奨学金の返済額が確認できる書類の写し
- (12) 他の公的制度による家賃補助等を受けている場合は、その補助額がわかる書類の写し
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、仙北市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、仙北市結婚新生活支援事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 前条第1項により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、速やかに仙北市結婚新生活支援事業補助金請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の交付対象者からの請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第 10 条 交付対象者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(報告等)

第 11 条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、交付対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 交付対象者は、報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(雑則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。